

普通名称の商標審査基準について（案）

平成27年11月

第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）

その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 現行商標審査基準の概要

「普通名称」を取引界においてその商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至ったものと定義し、その具体的な事例を記載するとともに、「普通に用いられる方法で表示する標章」に該当する基準について記載している。

2. 商標審査基準改訂の方向性

- （1）本号に該当する普通名称（略称及び俗称を含む）の事例について、現状に合わせて新たな事例に差し替えを行うべきではないか。
- （2）「普通に用いられる方法で表示する標章」に該当するか否かについて、より具体的な判断基準を示すことはできないか。
- （3）5. 及び6. に記載されている新しいタイプの商標に関する記載は、第3条第1項第2号、同第3号、同第4号、同第6号に同様の記載があるため、まとめて第3条第1項全体の欄に記載してはどうか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

（1）「商品又は役務の普通名称」について

- （イ）「商品又は役務の普通名称」とは、取引者において、その商品又は役務の一般的な名称（略称及び俗称等を含む）であると認識されるに至っているものをいう。

（例）「商品又は役務の普通名称」と認められる例

「さんぴん茶」 商品「さんぴん茶」

「ういろう」 商品「ういろう」

「サニーレタス」 商品「サニーレタス」

「スマートフォン」 商品「個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話機」

（例）「商品又は役務の普通名称の略称」と認められる例

「スマホ」 商品「個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話機」

「アルミ」	商品「アルミニウム」
「パソコン」	商品「パーソナルコンピュータ」
「損保」	役務「損害保険の引受け」
「空輸」	役務「航空機による輸送」

(例)「商品又は役務の普通名称の俗称」と認められる例

「波の花」 商品「塩」

(2)「普通に用いられる方法で表示する標章」について

(イ) 商品又は役務の取引の実情を十分に考慮し、その標章の表示の態様（書体や全体の構成等）が、取引者において普通に使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合には、本号における「普通に用いられる方法で表示する標章」には該当しない。

(例)「普通に用いられる方法で表示する標章」と認められる例

- ・商品又は役務の普通名称を単にローマ字又は仮名文字で表示するもの
- ・既存のフォントで表示するもの及び文字にレタリングを施して表示するもの

(例)「普通に用いられる方法で表示する標章」と認められない例

- ・取引者において一般的に使用されていない漢字（当て字）で表示するもの
- ・取引者において普通に使用する範囲にとどまらない特殊な態様で表示するもの

(3)「のみからなる」について

(イ) 普通に用いられる方法で表示された普通名称に、他の文字や図形等と結合している場合には、本号に該当しない。

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1276頁）

「一号は商品又は役務の普通名称である。例えば、商品「時計」について「時計」、役務「航空機による輸送」について「空輸」等がこれに該当する。なお、普通名称とは、取引界においてその名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、その商品又は役務の一般的な名称であると意識されるに至っているものをいうのである。しかし、一般の消費者等が特定の名称をその商品又は役務の一般的な名称であると意識しても普通名称ではない。問題は特定の業界内の意識の問題であり、

それ故に、例えばある商標が極めて有名となって、それが一般人の意識ではその商品の普通の名称だと意識され、通常の小売段階での商品購入にその商品の一般的名称として使われても、それだけではその商標は普通名称化したとはいえないのである。つまり、取引界において特定の業務に係る商品又は役務であることが意識されないようになった名称をその商品又は役務について使っても出所表示機能あるいは自他商品又は自他役務の識別力がないことは明らかであるから、これを不登録理由として掲げたのである。ただし、普通名称であつても極めて特殊な態様で表示すれば自他商品又は自他役務を区別することができるから、その場合には本号の適用はない。また、普通名称を表示する標章を含んでいる標章でもその商標全体として自他商品・自他役務の識別力があれば本号の適用は免れる。全体としてみても識別力がない場合は六号で商標登録を受けられなくなるだろう。」

（２）裁判例・審決例

(イ) 知財高裁平成17年7月6日平成17年(行ケ)第10252号

「以上のとおり、「PEEK」は、本件商標の登録査定時（平成10年10月2日）において、プラスチック業界で合成樹脂のひとつである「ポリエーテルエーテルケトン」（polyether ether ketone）の普通名称の略称を表すものとして取引者・需要者の間に広く認識され、かつ、使用されていたものであるから、「PEEK」の欧文字を横書きして成る本件商標は、その指定商品である原料プラスチックの1種類の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみから成るものというべきであつて、本件商標が商標法3条1項1号に違反して登録されたものであるとした審決の認定判断に誤りはなく、取消事由1は理由がない。」

(ロ) 審判 平成25年8月29日（無効2013-890003）

「商標法上の普通名称とは、「取引界においてその名称がその商品又は役務の一般的な名称であると意識されるに至っているもの」と解すべきところであるから、「普通名称」は、取引界においてその商品の一般的な名称と認められていることが必要であり、また、その判断にあつては、辞書、事典その他の刊行物で普通名称であるかのように使用されているだけでは足りず、商品自体の名称として普及して使用された事実が認められることが必要である。」